

米国の出入国手続きに関するお知らせ

平成 16 年 9 月 4 日
在シカゴ日本国総領事館

1. 指紋スキャン・顔写真撮影について

(1) 米国出国時における指紋スキャン・顔写真撮影の試験運用の開始

(イ) 本年 1 月 5 日より US-VISIT プログラム (注) が始まり、米国入国時に指紋スキャン・顔写真撮が行われてきましたが、更に 8 月 3 日より、オヘア空港ターミナル 5 において、出国時における旅券読み取り・指紋スキャン・顔写真撮影を含む出国管理システムの試験的運用が開始され、今後他のターミナルでも行われる予定です。また、9 月 1 日より、オヘア空港に加え、アトランタ、ダラス、デンバー、デトロイト、ニューアーク、フィラデルフィア、フェニックス、サンフランシスコ、サンユアン、シアトルの各空港においてもこの試験的運用が開始される予定です。

注：US-VISIT プログラムとは

アメリカ合衆国政府は 2004 年 1 月 5 日より、「US-VISIT(Visitor and Immigrant Status Indicator Technology)プログラム」と呼ばれる新たな出入国管理システムを導入し、査証 (ビザ) を所持して米国に入国する渡航者に対し、指紋のスキャン (機械による自動読み取り) や顔写真の撮影など新たな出入国手続きを実施してきています。

(ロ) 現在のところこの運用はあくまで試験的ですが、8 月 3 日から 90 日間の試験期間後には本格的運用に関する決定が行われることになっています。当面は以下の (a) ~ (c) の 3 つの方法で試験運用がなされる予定です。

(a) 自動端末機のみ

- ①チェックイン後、空港・海港において金属探知器 (TSA Screener) を越えたところに設置してある自動端末機にパスポートを入れる。
 - ②両手の人差し指の指紋採取 (左・右の順)、顔写真の撮影を行う。
 - ③データが採取された証拠となるレシートを受け取り、ゲートに向かい搭乗する。
- ※ (オヘア空港ターミナル 5 には、自動端末機 (キオスク) が設置されている。)

(b) 端末機 + モバイル端末機 (US-VISIT 係員)

上記の手続きの後、搭乗ゲートの前で US-VISIT 係員にレシートを渡し、係員がモバイル機によって両手の人差し指の指紋採取（左・右の順）、本人確認を行う。その後搭乗する。

（c）モバイル端末機（US-VISIT 係員）のみ

チェックイン後そのまま搭乗ゲートに向かい、ゲートの前で US-VISIT 係員にパスポートを渡し、両手の人差し指の指紋採取（左・右の順）、顔写真撮影を行う。係員からレシートを受け取って搭乗する。

（ハ）米国政府の説明によると、混乱を防ぐため、入国の際に上記対象空港・海港での出国手続きをわかりやすく説明した出国カードを配布するとともに、対象空港・海港ではアナウンス等によって出国者に手続きを周知し、また質問に答えられる人員を常時配置するとしています。米国国土安全保障省ホームページ（www.dhs.gov/us-visit）等でも詳しく説明しています。

（2）US-VISIT プログラムのビザ免除プログラム利用者への拡大

ビザ免除プログラムで米国を訪問される方々に対しては、入国時指紋のスキャンや顔写真の撮影を今まで行っていませんでしたが、本年 9 月 30 日より、ビザなしの方々に対してもこれらの入国手続きが行われることとなります。更に、9 月 30 日よりは出国時にも上記 1.（1）の手続の対象となります。

2. 米国が発給するビザについて

（1）米国国内法（テロ対策包括法、US Patriot Act.）では、2004 年 10 月 26 日以降に発給される米国ビザは生体情報を搭載しなければならないと規定しています。これに従って、在日米国公館（大使館、総領事館）においても、本年 7 月 14 日より随時生体情報読み取り機器が設置され、読み取り措置が開始されています。

（2）このため、本年 7 月 16 日より、これまで行われていた「米国国務省へのパスポート郵送によるビザ更新手続」が中止され、希望者は、いずれかの形でいったん米国外に出てビザ更新手続をとらなければならなくなりました。

3. 日本が発給する旅券との関係について

（1）機械読取式旅券（MRP）

2004 年 10 月 26 日以降、ビザ免除プログラムを利用して米国を訪問する全ての方は機械読取式旅券（MRP）を所持していなければなりません。ビザ免除プログラムの対象と

なる方で MRP を所持していない方は非移民ビザの取得が必要です。家族の場合も幼児を含め各自に発給された MRP 旅券が必要です。（MRP でない外交、公用旅券を所持している方も同様にビザの取得が必要です。）

（２）生体情報電磁記録旅券（ＩＣ旅券）

一方、テロ対策包括法により、生体情報を電磁的に記録した旅券（ＩＣ旅券）の導入期日が 2004 年 10 月 26 日とされ、ビザ免除プログラムを利用する方々は I C 旅券が必要とされました。しかし、8 月 9 日ブッシュ大統領がこの実施を遅らせる法案に署名し、1 年間すなわち 2005 年 10 月 26 日まで実施が延期されました。これにより、非 I C 旅券であるためにビザを要求されるとの事態は取りあえず回避されています。